川西ソフトボール協会規約

（名称）

第１条　本会は、川西ソフトボール協会と呼称する。

２　本会は、事務所を理事長宅に置く。

（連絡所）

第２条　本会の連絡所は、事務局長宅とする。

（組織）

第３条　本会は、川西ソフトボール協会に登録された審判員、記録員及び本会の目的に賛同した１５才以上（当該年度4月1日現在）の男子で構成する男子チーム並びに１５才以上（当該年度4月1日現在）の女子で構成する女子チームをもって組織する。

（入会及び脱会）

第4条　本会の入会及び脱会は、総務会で決定する。

（目的）

第５条　本会は、ソフトボール競技の普及振興を図り、併せて市民の心身の健全な発達と市民相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第6条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）川西市内における各種大会の主催又は後援

（２）兵庫県大会及び全国大会等への選手派遣

（３）公認審判員及び公式記録員の育成並びに講習会の開催

（４）市民スポーツの普及並びに発展に資するための事業

（５）その他本会の目的達成に必要な事業

（役員及び任務）

第7条　本協会に次の役員を置く。

（１）会　　長　　　　１　名

（２）副 会 長　　　　若干名

（３）顧　　問　　　　若干名

（４）参　　与　　　　若干名

（５）理 事 長　　　　１　名

（６）副理事長　　　　若干名

（７）事務局長　　　　１　名

（８）理　　事　　　　若干名

（９）審 判 長　　　　１　名

（１０）記 録 長　　　１　名

（１１）会　　計　　　１　名

（１２）監　　事　　　２　名

第8条　会長は本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

３　理事長は会長の命を受け、会務を処理する。

４　副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。

５　審判長は、審判員を纏め大会運営を補佐する。

６　記録長は、記録員を纏め、大会記録を採取する。

７　事務局長は、会議及び協会活動の記録など事務全般を処理する。

８　理事は本会の会務を議決し、分掌する。

９　会計は本会の財務を掌握し、会計事務を担当する。

１０　監事は、会計事務を監査する。

（役員の選任）

第９条　役員の選任方法は、次のとおりとする。

２　会長、副会長は理事会において推薦し、総会で選出する。

３　理事及び監事は、総会において選出する。

４　理事長、副理事長、事務局長及び会計は理事の互選により選出する。

５　審判長及び記録長は理事の中から選出するものとし、審判長は審判員会おいて、

　及び記録長は記録委員会においてそれぞれ推薦し、会長は理事会の議を経て、これ

を委嘱するものとする。

第１０条　会長は総会の議を経て、顧問、参与及び事務局員を委嘱することができ

る。

２　顧問及び参与は会長が推薦し、若干名を会長が委嘱し、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

３　事務局員は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代理する。

（任期）

第１１条　役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは総会の承認を得て会長がこれを補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。役員はその任務が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

（会議）

第１２条　本会の会議は次のとおりとする。

（１）総会

（２）理事会

（３）総務会

（総会）

第１３条　総会は、役員及び協会に登録する各チームの代表者をもつて構成し、本会の最高議決機関である。

２　総会は年１回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。

３　総会は、この規約に定めるもののほか、役員の承認、事業計画、予算及び事業報告、収支決算その他重要事項を審議し、議決する。

４　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（理事会）

第１４条　理事会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は総務会から要請のあったときは招集しなければならない。

２　理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関すること

（３）その他総会の議決を要しない重要な会務の執行に関する事項

３　理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長事故あるときは理事長がこれを代

理する。

（総務会）

第１５条　総務会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、審判長、記録長、

及び会計をもって構成し、理事長が招集する。原則として毎月1回開催する。

２　総務会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を執り行う。

（１）理事会に付するべき事項の検討・原案の作成

（２）本会の円滑な運営並びに事業運営の補佐

３　総務会は、理事長が統裁する。

（会議の定足数及び議決）

第１６条　会議は各構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、会議に出席できない者は権限一切の代行を委任することができる。

２　会議の議決は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、この場合における出席者とは、前項に規定する書面評決を行った構成員を含む。

（専門委員会）

第１７条　本会の業務遂行のために次の専門委員会を置く。

（１）審判委員会

（２）記録委員会

２　審判委員会は、次の事項の処理に当たる。

（１）公認審判員の研修、認定及び審判技術の向上に関する事項

（２）各大会の進行・運営、審判員の配置計画などに関する事項

（３）他団体への審判員の派遣に関する事項

（４）審判長の推薦

３　記録委員会は、次の事項の処理に当たる。

（１）公認記録員の研修、認定及び記録技術の向上に関する事項

（２）各大会の進行・運営、記録員の配置計画などに関する事項

（３）他団体への記録員の派遣に関する事項

（４）記録長の推薦

４　専門委員会の運営方法は、会長が別に定める。

（特別委員会）

第１８条　本会の業務遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、第１７条に規定する専門委員会以外の専門委員会（以下、「特別委員会」という。）を置くことができる。

（会計）

第１９条　協会の経費は、次の収入をもつて支弁する。

（１）登録料

（２）参加費

（３）補助金

（４）寄付金

（５）追加登録費

（６）その他

第１９条の２　登録料は入会と同時に納入し、参加費は各大会申込当日に納入するものとする。

（決算及び監査）

第２０条　本会の収支決算は、毎会計年度終了後２か月以内に監事の監査を経

　たうえ総会に報告し、その承認を受けなければならない。

（会計年度）

第２１条　本会の会計年度は、毎年１月1日に始まり１２月３１日をもつて終わる。

（規約の変更）

第２２条　本会の規約の改廃は総会において行い、出席者の3分の2以上の同意を要する。ただし、この場合における出席者とは、第１６条第１項に規定する書面評決を行った構成員を含む。

（雑則）

第２３条 全国大会優勝チームに報奨金を贈る。

第２４条　本規約のほか、必要な事項は理事会の議を経て会長が別にこれを定める。

附　則

１　本規約は昭和５６年４月１日より適用する。

２　昭和５５年４月２９日施行の規約はこれを廃止する。

３　昭和５９年４月１日より一部改正する。

４　平成５年４月１日より一部改正する。

５　平成７年１月１６日より一部改正する。

６　平成１３年１月１６日より一部改正する。

７　平成１７年１月３０日より一部改正する。

８　２０１９年２月３日より一部改正する。

９　この規約は、令和７年２月２日から施行する。